

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月25日は6,000円、16年7月23日及び同年12月20日は15万円、17年7月25日及び同年12月20日は16万円、18年7月25日及び同年12月22日は16万3,000円、19年7月25日及び同年12月20日は16万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年7月23日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年7月25日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年7月25日
⑦ 平成18年12月22日
⑧ 平成19年7月25日
⑨ 平成19年12月20日

年金事務所から、A社で勤務した期間のうち、申立期間（申立期間④を除く。）に係る標準賞与額の記録が年金記録に反映されていない可能性がある旨の文書が届いた。毎年7月と12月に賞与が支給されていたので、調査の上、当該賞与の記録を追加してほしい。

また、申立期間④については、支給された賞与の額は、年金記録の額より多かったと思うので、調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、賞与明細書等を保有していないが、B市から提出された申立人に係る平成16年度から20年度までの課税証明書、申立人の口座の取引明細表及

び複数の同僚の給与(賞与)明細書を検証した結果から判断すると、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の課税証明書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月25日は6,000円、16年7月23日及び同年12月20日は15万円、17年7月25日及び同年12月20日は16万円、18年7月25日及び同年12月22日は16万3,000円、19年7月25日及び同年12月20日は16万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、前述の課税証明書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A事業所で平成 4 年 3 月 1 日から 6 年 7 月末まで正社員としてB職等の仕事をし、同年 7 月 31 日付けで退職したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

所持している平成 6 年分給与所得の源泉徴収票の退職日は平成 6 年 8 月 31 日(資格喪失日が属する月の翌月末日)となっており、当該源泉徴収票の社会保険料の控除額は、申立期間の厚生年金保険料を含めた金額となっている。また、A事業所では、平成 6 年 7 月末支給の賞与を受けた記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 6 年分給与所得の源泉徴収票により、申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、A事業所を平成 6 年 7 月 25 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録と符合している。

また、A事業所の事業主は、「申立人の申立期間当時の勤務実態が確認できる資料は保管していない。」と回答しているほか、申立期間中に同事業所において、厚生年金保険被保険者の資格が有る者に照会を行い、複数の者から回答を得たが、申立人の同事業所における退職日及び申立期間も継続して在籍していたことをうかがわせる具体的な供述を得ることはできず、申立人の申立期間における勤務実態を明らかとすることができなかった。

さらに、厚生年金保険法第 14 条及び同法第 19 条によると、事業所を退職した日の翌日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日とし、被保険者期間を計算す

る場合には、この資格喪失日が属する月の前月までを被保険者期間に算入すると規定されている。

なお、申立人は、A事業所から交付された平成6年分給与所得の源泉徴収票に記載された退職日が平成6年8月31日となっていることから、申立期間も同事業所で勤務し、在籍していたはずであると主張しているが、同事業所は、申立人に係る退職日を確認できる関連資料を保管しておらず、当該源泉徴収票の退職日（平成6年8月31日）は、申立人が同事業所を退職した後に再就職したC機関における勤務開始日（平成6年8月8日）より後の日付であることから、当該退職日の記載のみをもって、申立人が申立期間もA事業所で勤務し、在籍していたものと認めることはできない。

また、申立人は、A事業所で平成6年7月末支給の賞与を受けた記憶があるので、申立期間も同事業所で勤務し、在籍していたはずであると主張しているところ、同事業所に係るオンライン記録によると、同年7月30日に賞与を支給した旨の記録は確認できるが、申立期間当時は被保険者ごとに賞与額を社会保険事業所（当時）に届け出ることとなっていなかったため、賞与が支給された者の内訳は不明である上、事業主は、「退職日から賞与支給日までの期間が短かったので、支給したかもしれないが、通常は支払日現在に在籍している者が、賞与支給の対象者である。」旨供述しており、申立人が申立期間に同事業所に在籍していたことを明らかとする事情を見いだすことはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。